

令和四年五月十三日受領  
答弁第五六号

内閣衆質二〇八第五六号

令和四年五月十三日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員米山隆一君提出「全体主義」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員米山隆一君提出「全体主義」に関する質問に対する答弁書

一について

ウクライナ政府は、御指摘の「動画」の投稿は誤りであり、友好的な日本の人々を傷つける意図はなかった旨表明しており、そのような認識に基づいて「動画」が削除されたものと承知している。

二から八までについて

御指摘の答弁の引用部分は、個人の認識を含むものであり得ると考えられることから、「岸田内閣でも維持するのか」とのお尋ねにお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、政府の歴史認識については、平成二十七年八月十四日に閣議決定された内閣総理大臣談話において示されているとおりである。

九について

御指摘の「全体主義」について確立した定義があるとは承知しておらず、お尋ねについて政府としてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府の歴史認識については、平成二十七年八月十四日に閣議決定された内閣総理大臣談話において示されているとおりである。